

平成21年3月12日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第10号 危険な気候を回避するための「気候保護法」（仮称）の制定を求める意見書の採択と国に提出することについての請願については総務委員会に付託いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 岩田君、23番 井上君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について）

○議長（中上良隆君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

#### 日程第3 議案第34号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第34号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これは公職選挙法が改正されたことに伴うものと思うんですが、選挙用ビラという表現になっているんですが、これは通常言う法定1号から3号というビラを指すのかどうかということをお尋ねしたいのが一点と、選挙公報については、今回、市長選挙におけるということなんですが、公報についての扱いと、このビラ、具体的に折り込みで入れたりとか、後援団体が発行するようなものなども含んでということなのかご説明いただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、一点目のお尋ねですが、これにつきましては、議員ご質問のとおり、公職選挙法の改正によるものでございまして、これは地方公共団体の長の選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布をすることができることとするということで、公職選挙法の一部を改正する法律が平成19年3月22日から施行されておりますので、その法改正に基づきまして今回、市長選挙が近づいてまいりましたので、条例の制定ということでございます。

それから、二点目の公報についてでございますけれども、これにつきましては、うたわれておりますのは、頒布方法といたしまして、次に掲げる方法以外の方法では頒布することができない、また散布することができないということで、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布ということで決められておりまして、すべて公職選挙法第142条第7項なり公職選挙法施行令第109条の6第3項の規定に基づいたものでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それはだいたいわかりました。

枚数ですね、これも上位法の定めにあるんだと思うんですが、例えば市内2万5,000世帯ぐらいあるかと思うんですけれども、例えば先ほどの新聞折り込みということになりますと、かなりの枚数になるんですが、それを超える部分は私費による負担ということができるという解釈でよろしいでしょうか。

それと、先ほど公報ということなんですけれども、ちょっと私の聞き方が悪いのかと思うんですが、選挙公報、いわゆるこのビラと別に、選挙公報とかの扱いについて、それを参考までに教えていただきたいんですけれども。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、枚数の件でございまして、制定の要点といたしまして、ビラの枚数につきましては1万6,000枚、種類は2種類までということで、選挙管理委員会に届け出たもの2種類となっております。それから、ちなみに1枚当たりの単価は7円30銭を上限といたしてございます。

それから、選挙公報とは別というご理解でよろしくお願ひしたいと思います。あくまでもこれは、ビラをあくまでも公営、公費で見るということで今回新たに追加されたものでございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○13番（瀧 洋一君）今、1万6,000枚ということなんですが、2万5,000世帯あるんですよ、橋本市内。新聞折り込みと違ってした場合に、この公営分を超える部分について私費での負担での発行というのができるのかというのをちょっとご質問させていただいていたんですが、その部分についての答弁お願ひし

ます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）超えてできるのかどうかということにつきましては、ちょっとお時間いただきたいと思います。確認させていただいた上でご答弁させていただきます。あくまでも公費負担で限度額ということでは、5条にも書いておりますように一人について7円30銭にビラ作成枚数を乗じて得た額としておりますということですので、再度確認させていただきます。恐れ入ります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時40分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）勉強不足で大変申しわけありませんでした。あくまでも1万6,000枚を超えて自費ではできませんということでございます。上限が枚数1万6,000枚でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案35号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第4 議案第35号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）この条例なんですけども、桜ヶ丘集会所がなくなっているわけですが、その理由。それと、高野口地区の集会所について、今どういう方向で話し合いが進められているのかという点についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

今回の条例改正につきましては、高野口町内の桜ヶ丘集会所、これが地域の方々のお話し合いをさせていただいて、以前からも取り組んでおりますけれども、橋本市の設管条例から外させていただいて、地域で維持管理をお願いしたいということで地域との話し合いができましたので、今回桜ヶ丘集会所を設管条例から外す条例改正案でございます。

二点目の高野口集会所の今後の取り組みと  
いますか、整理の仕方なんですけれども、  
今現在、各集会所には補助金制度に基づいて  
補助金を支出をさせていただいているわけ  
でございますけれども、もともと今現在集会所  
の設置及び管理条例の一部に載っております  
集会所はすべて旧高野口町の集会所ばかりで  
ございます。

そういうことで、それは当時の政策として  
されておったわけでございますけれども、今  
後につきましては、今現在は条例化している  
集会所でございますので、一旦行政財産から  
普通財産とさせていただいた上で、今後区に  
貸し付けする手続きをとらせていただいて、  
基本的には旧橋本市と同様の形態とさせてい  
ただく必要があるのではないかというふうに  
考えておりますので、今後地域の区長さん  
なり代表役の方とお話をさせていただいて、  
地域で管理をしていただくということで、普通  
財産に切り替えて維持管理をお願いしたい  
というふうに考えておりますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）普通財産に切り替えて  
管理をお願いしていくという方向をお持ちだ  
ということはわかりました。わかりましたけ  
れども、そのことについて各地区の住民の方  
のご理解を得ながら進めていく必要があるだ  
ろうと思うんですけれども、その住民の方に  
理解を求めていく作業といいますか、は進め  
ておられるのかな。つまり普通財産に転換す  
るということは、手続き上のことなんですけ  
れども、それは大したことではないと思うん  
です。問題は、普通財産に転換していくとい  
うことはそんな難しいことじゃないと思うん  
ですよ。手続きだけの話ですから。問題は、  
今回桜ヶ丘だけが外れて、ほかのところは外  
れていないというのは、桜ヶ丘だけとお話し

合いを進めてこられて、ほかのところにつ  
いてはまだ話し合いもされていないのか、され  
ているのか。そして、されているのであれば、  
ほぼどういう話し合いの経過になっているの  
かということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回は桜ヶ丘集  
会所だけの、1カ所の条例改正になっており  
ますけれども、以前からも全般的にわたって地  
域の方々と話し合いをさせていただいており  
ます。過去にも何箇所もこの設管条例から外  
させていただいて、今回たまたま桜ヶ丘とい  
うことでございます。

それと、確かに事務的には簡単なんですけ  
れども、やはり長い歴史の中で地域地域で当  
時の町が維持管理、すべて面倒見ておまし  
た。そういったことでやはり、住民の方々か  
らは厳しいご意見をいただいているのも事実  
は事実でございます。そうした中で、まだあ  
とにも残っておるわけですが、この集  
会所についても、各区長さま方とは、地域  
の方々とは既に今現在も協議中、お話をさせ  
ていただいておりますという状況でございま  
して、随時、地域の方々のご了解を得られ  
れば設管条例から外させていただきたいとい  
うふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）関連やけど、桜ヶ丘  
集会所というのは開発によって市に移管され  
た集会所ですね。ちびっこ広場とひつつけて。  
ほかの集会所については要するに補助の対  
象になっているわけでしょう。ほんで、桜ヶ  
丘というのはもともと開発の中で、要するに  
集会所とちびっこ広場とを開発業者から移管  
して、もともと条例をつくったんだと思うん  
ですけれども。

そんな中で、要するに集会所も出ていますけども、例えば、横っちょにあるちびっこ広場もくっついておるんやけどね。ちびっこ広場は市がということになって、集会所のみが条例から外すという形になるのかな。ひっついてますわ。もともと補助対象じゃなくて、開発業者に寄附してもらった集会所とちびっこ広場やと思うんですけれども、もともとはね。そういうところから何でそういう外すということ。条例をつくったんやけども、それがやりよかったんかどうかかわらんやけども、そこのところわかりませんけれども、要するに地元との話し合いがついたということなんですけれども、管理はもちろん地元にしていただいたらいいですよ。別にそれはいいんですけれども、ちびっこ広場との関係はどうなりますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今、正直なところ、総務部としては集会所に限って、地域の方とお話しさせていただいて、そして、この移管するまでにはいろんな、大修繕でもないんですけれども、直さなければならない、目に見えて修繕を必要としている部分については行政で対応させていただいて、その後は地元へ移管させていただくと。その後につきましては、市のほうで集会所の管理運営の補助金の交付要綱がございますので、これにのっとり、少ないですけれども、補助金を支給させていただくというような格好になっております。

ですから今うちのほうで、後で建設部長のほうからちびっこ広場の答弁していただければどうか。うちのほうとしては、直接。セットものですので、現場としましては何ら支障はないかと思っておりますし、今までからもちびっこ広場については、特に区長さんとお話ししていく中でそういう議論は出ており

ません。

そういうことで、現場としましては、地域としては特に支障ないというように判断しております。区長さんから言われたのはやはり、集会所の維持管理について今後できるだけ費用のかからないような形での移管をお願いしたいということは言われております。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）きのうでしたら資料を持っておったんですけど、ちょっと資料今すぐ。恐らく開発区域内の公園という扱いにつきましては、ほとんどの開発区域内のやつにつきましてはちびっこ広場という扱いと違って都市公園という形の中で引き取っていると認識しております。再度、ちびっこ広場か都市公園かという認識については、ちょっとすぐお答えしたいと思います。ちょっとお待ちください。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）それはそれでいいんやけど、ちびっこでも都市公園でも子どもの公園に違いないんで、名称はどうでもいいんやけども、私の言いたいのは一緒にひっついてますからね。要するに、建物だけを条例から外して地元へ任すと。公園も同じところにある。どこで区切るのか知らんけども、やっぱり一緒にひっついたら、その公園も一緒に地元へ全部管理をしてもらうということになるんか、そこだけ外して、一緒にひっついてるところをどないして割るんか知らんけども。そういうややこしいことじゃなしに、やるんやったら公園もひっつけて地元へお任せをするというかね。でなかったら、草刈りとかあるいは整備とかということで、この部分だけはやるけどもこの部分は区でやってくださいということになってくると思うんですけれども、そこのところ、はっきりと建設部と総務部と担当が違うんやけども、横の

つながりをきちっと持ってちゃんと話をした上で、地元の人にちゃんと理解を求めていくと、ちゃんとしとくということをしとくほうがいいと思うんですけども、その点。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）隣接している公園等につきましては、一応住民さんとお話いたしまして、市と切り離して地元が管理していただけるということで伺っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第36号 橋本市税条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第5 議案第36号 橋本市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。

この条例改正の議案を読む限り、「徴収する」を「徴収することができる」に改めるといふように記されているんですけども、少しその中身といいますか、具体的な説明をお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この件につきましては、平成20年4月30日の地方税法改正を受けまして、当市の税条例を総務省より示されたとおり所要の改正を行っております。ところが、後日総務省より、公的年金からの特別徴収については当分の間、年金所得以外の所得は公的年金から特別徴収は行わないとされておりまして、このために、公的年金以外の他の所得に係る税金が徴収できなくなることから、今回条例改正をさせていただくものでございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の部長の説明では、年金からは徴収をしないという理解でいいのでしょうか。だとすればそれはそれでいいんですが、年金から引いてくれてもいいですよという市民も中にはありますわな。そういう市民もおられるんですが、その点詳しく説明ください。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まずは、それ以外の所得についてはできません。天引きはできません。なぜ、こういう形で法改正が入ったかといいますと、実は社会保険庁が特別徴収義務者になるわけでございます。当初はすべ

ての所得の分をとということだったんですけれども、社会保険庁のシステム整備の関係から、他の所得を有する場合の対応ができないということに国のほうでなってきたりまして、総務省のほうでは当分の間においては、年金所得以外の所得は公的年金から特別徴収は行わないということを示されてきておりますので、県下9市すべてでございまして、社会保険庁のシステム開発の整備が整い次第天引きしていくという方向もございまして、これは流動的でございますけれども、それに備えまして和歌山県下、市も入れまして9市全部できる規定にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）僕もそれ聞きたかったんですが、一つは、表現がやわらかくなりましたので、これは支払うほうからしたら選択できるのかなというふうに思いましたけど、今の説明ではできないということになっているので、そういう方向で理解したらいいんですか。

選択、要するにしてくださいよと言う場合はできるのかということ。できないということやったら、すべてできないと、そのように理解したらいいんですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）当分の間ということなんですが、そしたらこれは社会保険庁のシステムができるまでの間ということ。そしたらこれ、例えばそれがだいたいいつ頃の見通しなのか。全く見通し立たないんですか。これ短期間なのかどうなのか、ここで条例をあい

まいにすることの意味があるのかどうなのか。できないんだっただけならできない。それができた段階でもとの徴収するとかに変えるとか、そんなことがあると、できると思うんですが、非常にこれ、「することができる」というの、非常にあいまいな表現になっているので、非常に誤解を生むと思うんです、市民の方にも。私ら議員も今、これ質疑の中でそういう事情が見えてきたようなところがありますので、ちょっとこの表現非常に問題かなと思うんですが。

選択できるようなふうには解釈もできますし、どのぐらいの期間、当分の間というのはどれぐらいなのか、まず教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）国のほうからでは、当分の間ということを示されておまして、ちょっと長くなるんですが、改正されました地方税法の321条7の2、第2項ということなんですが、特別徴収の方法によって、徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して、特別徴収の方法によって徴収することができると、地方税法でできる規定になっております。

そういうことで、これについては、ただし当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないこと、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては特別徴収の方法によらないことができるというただし書きによるところでございまして、繰り返しになりますけれども、4月30日の改正を受けまして、総務省から示されました条例改正案は、年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することのできる規定ではなく、する規定として示されておりました。

本市においても示されたとおりの改正を行ったところでございますが、その後、総務省

より、公的年金以外の所得につきましては、社会保険庁のシステム開発の遅れにより、当分の間、年金特別徴収に加算しての徴収はできないので、あわせて条例において所要の改正を行う必要がある旨示されたところでございます。

そういうことで、年金以外の他の所得が含まれる場合、現行の規定では、所得割額の徴収方法に特別徴収以外に選択の余地がありませんので、総務省の見解により他の所得が含まれた場合の徴収ができなくなるため、普通徴収等も可能とする必要があることから、また、社会保険庁のシステム開発の遅れによる当分の間との総務省見解であることから、今後の進捗状況においても対応可能とするため、「することができる」と改めたものでございまして、関係8市、そことの担当者の横の連絡もとらせていただきまして、確認させていただいて、今回、当分の間ということで、できる規定にさせていただいたと、そういう状況でございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）だから、当分の間というのがいつまでなんですか。いつ頃なんですか。それによって、これ、はっきりとうたったらいいんですよ。できないとか、できるとか。別に他の8市との調整、市民にとってはよその市がどうかは関係ないんですよ。私らの市民の税金が年金から天引きされる、差し押さえされると言う市民もいらっしゃいます。切実な問題なんです。だから、よその市がどうか、よその市と一緒に何も歩調を合わせていくことないんで、住みよいまちや橋本、橋本やからよそとは違うんですよ。住みよいまちにしていこう。別によその市と歩調を合わせることも何にもないと思いますので、まず、その当分の間がいつまでなのか、はっきり答

弁してください。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）これに関しましては、上位の地方税法の改正に伴いまして、市条例改正をしようとするものでございまして、もう一点の当分の間ということにつきましては、総務省のほうからも具体的な期間というのは発表されておられません。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ややこしい説明なんですけれども、徴収するというたら、主体は市のほうでしょう。だから、市が徴収するということは義務でしょう。「できる」というのは任意規定で、「することができる」と「しないこともできる」という両方を選択するのは市のほうで、市民が主体じゃなくて、市当局の行動を規定してる話なんでしょう。そうでしょう。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ただ、先ほどからご答弁させていただいておりますように、総務省のほうからの連絡通知等、それから上位法の改正によるところに準じておりますので、その点ご理解お願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）その内容をわかりやすく説明してという話をさっきからしてるんでしょう。上位法の関係でこうなったと言うけど、こうなったというのはどうなったということを説明せなあかんという話でしょう。それは、これは市が徴収するんだと。市の義務規定だけれども、徴収することができるのはしないこともできる、それは市が選択するという話で、市民が選択する話違いますね。そこ確認します。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）繰り返して申しわけないんですけども、あくまでも上位法の改正にのっとっておりまして、なおかつ、確かに当分の間という期間は具体的な数値はないわけでございますけれども、当然、国の総務省のほうでできると、やるということになりますと、直ちに各自治体が対応しなければなりませんので、そういうことも含めて今回できる規定にさせていただいたということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第37号 橋本市立幼稚園設

## 置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第6 議案第37号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第38号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第7 議案第38号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例に

ついて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番(岩田弘彦君) これはこども園設置に伴う廃園ということなのですが、先ほど幼稚園のときも聞こうと思ったんですが、廃園の跡地利用とかについてはどのようにしているかお聞かせください。

○議長(中上良隆君) 副市長。

○副市長(清原雅代君) 以前も議会の中でお答えしたこともあったかと思いますが、保育園の跡地については処分の方向では考えていたとは思っておりますが、地元からいろいろ過去の経過も含めお話もございましたので、今後その利用、処理につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第39号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第8 議案第39号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

**日程第9 議案第40号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第9 議案第40号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）ちょっとお尋ねいたしますが、これ可燃のごみ袋なんです、20枚入りの300円、今それでほしい1枚15円ですか、売っているんですが、これでは新可燃ごみ指定袋大が10枚入りで500円ということで50円になるんですね。大幅な値上げということになっているわけですけども、小も10枚入りで300円ということで両方とも値上げということなんです、ごみ袋の大きさとか質が変わって値上げをされるのか、それとも、どういうふうな意図をもって大幅な値上げをされるのかということをお説明していただきたいということと、それと、今まで橋本クリーンセンター、高野ロクリーンセンターには一般の市民も自分の車でごみを捨てに行きますと、525円でしたか、で引き取っていただけるということでしたけども、この新しいほうにはそれが載ってごさいませんので、その辺のご説明をちょっとしていただきたいなというふうに思います。

市内を、この4月からごみの分別にかかわる説明会をずっとされていたと思うんですが、私の地区も2月の末に説明を、私も受けさせていただきましたが、このごみ袋の値上げ等に関しては全く何のご説明もされておられ

ませんでしたので、その辺のことについてもちょっと補足説明。なぜ値上げをするのかということをお市民の皆さまに、説明会の折に。それはちょっと説明してください。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）三点ご質問をいただいたかと思えます。

まず最初に、可燃のごみ袋の大幅な値上げについて、容量、材質等変わっているのかという質問ですけども、容量とごみ袋の材質については現在と変わっておりません。それでなぜ値上げしたのかということにつきましては、昨日の5番議員の一般質問でも若干触れさせていただいたんですけども、この価格の決定につきましては、ごみの排出抑制、それから再生利用の推進への効果、あるいはまた住民の受容性それからまた周辺自治体における料金水準を考慮して検討いたしました。

排出抑制効果につきましては、環境省の大臣官房廃棄物リサイクル対策部が出しております、一般廃棄物処理有料化の手引という中でもうたわれておるんですけども、全国的に有料化を導入すべきであるというような手引になっておるんですけども、有料化をしている各自治体では、ごみ袋10当たりほしい価格設定が1円から2円のところが多いと。2円となりますと、うちの場合は大袋450ですので90円という格好になるわけです。10では45円。ほしい全国的に多いところを見ますと、ほしい60円程度が多くなっているという、手引のほうでもうたわれております。それが一点で、それで排出効果が、1円から2円を採用している自治体では、ほしい値上げ前のごみの排出量が約10%削減できていると、そういう効果が出ているということをおうたわれております。

それから、二点目の住民の受容性、周辺自治体の料金水準ですけども、近隣の、橋本

周辺広域市町村圏組合の構成自治体を調べてみますと、かつらぎ町、九度山町で、可燃の大袋45ℓ、同じ容量ですけれども50円。それから、高野町にありましては大袋70円という格好で、だいたい同水準でありますので、住民の方のご理解も得られるんじゃないかな。それから、昨日もちょっと触れましたけれども、近隣の自治体から、今までは橋本市の袋が安かったのが、橋本市の安い袋を購入いただいて、よそと言ったら失礼ですけれども、よその自治体から橋本市のほうへ持ち込んできた。で、橋本市の税金でごみを焼却していたと、こういうのがなくなるんじゃないかというふうに考えております。

それから、ちょっと質問ではなかったんですけども、可燃袋と、それから新たに埋立ごみのほうで新しい袋をつくりますけれども、これも有料化させていただいているということで、そういった資源、逆に資源として回収をお願いして、分別をお願いしている部分につきまして、ペットボトルであるとか、新しくつくるその他容器包装プラの袋なんかですけれども、資源化としてリサイクルできるものについては積極的に、今までも一生懸命やっていますけれども、なお推進していただきたいという観点から、価格は据え置いております。現行どおりの価格ということで、価格に差別化をつけさせていただいているということが考えております。

それから、二点目にご質問のありました持ち込みごみの件ですけれども、現行では、一般家庭からの持ち込みごみは両クリーンセンターでそれぞれ、橋本クリーンセンターでは車の重量制、それから高野ロクリーンセンターではごみの量で料金価格設定をさせていただいておりますけれども、これが広域のほうへ処分が移行になりますので、家庭からの持ち込みごみは広域のごみ処理場で処分してい

ただくということになりますので、本市の条例からは削除させていただいております。同じように広域のほうでは受け入れていただけるというふうに聞いております。

価格につきましては、広域のほうから昨年の12月の組合議会で決定したということでもいただいておりますけれども、家庭系一般廃棄物は10kgにつき手数料は70円、50kgまで350円という価格設定になっておるようでございます。

それから、分別説明会で値上げ袋の話がなかったんじゃないかと、なぜしなかったかという点でございますけれども、あくまでもこれ、値段については条例という格好で議会でご承認いただく議会案件のことでございますので、私どものほうからは議会で議決されていないものを、案であっても、先んじて説明することはできませんので、確かに質問はありました。変わるのかと。変わることは考えておりますけれども、議会でご承認いただいた暁には速やかに広報あるいはインターネット等でお知らせをしますということで、その程度でご了解というんですか、いただいた次第です。

以上です。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）だいたい今の説明で理解はできたんですが、でも、実質主婦の感覚からいきますと、1枚15円だったものが倍以上の1枚50円ということになりますので、周辺自治体がいくらかというのはなかなか、お一人お一人の主婦、市民の方々はご存じない方もいらっしゃるし、今回こういう条例が通れば、やっぱりせつかく市民の皆さま方のもとへ行って説明をされているのですから、またきっちりと市民の方のご理解をいただけるように説明責任を果たしていただきたいというふうに思いますので、要望しておきます。

それと、これ多分4カ月遅れで8月からこの袋を売るということになるかと思うんですけども、前の袋、旧のごみ袋はいつまで使えるのかということをおまじつ。在庫がなくなり次第とどこかに書いてあったと思うんですけども、いろんな形で買い込んだりということも考えられますし、期間設定というのを考えられてるのかなということをお、もし決められているのでしたらお話ししたい。その期間を超えて、もしその古いごみ袋を持っているようであれば、それはもう処分しないといけないのか、それとも換金という形で換金等をしていただけるのかということもお返事いただきたいと思ひます。

それだけよろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）おただしの旧のごみ袋につきましては、ご提案させていただいている条例の附則の中で、指定袋の特例という格好で、8月から新ごみのほうへ移行になるわけですけれども、その後1年間、平成22年7月31日までお使ひいただけると。1年間使っただけだと。それでも残った部分はどうするのかというご指摘やと思ひますけれども、それにつきましては新しいごみ袋と交換なり、あるいは引き取りをさせていただくということをお考えております。換金という格好でもお考えております。

それから、販売につきましては、第1条関係で7月からお店のほうへ並べさせていただかないといけませんので、8月から売りますから、一月前の今年の7月1日からお店のほうへ置かせていただくという格好で、1条関係でうたわせていただいております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）今部長の答弁で気になったのが、揚げ足とるようでお申しわけないん

ですけど、今全国平均のお話出ましたね。全国平均で60円、あと周辺の自治体の例でかつらぎ町と九度山町が入ってたんですけど、全国平均という話を出すのであれば、周辺の自治体は河内長野市等も含まれるんじゃないですか。僕、河内長野市のほうで約6年住んでたんですけども、河内長野市のほうでは市民の皆さんに対しては指定のごみ袋というのではなくて、半透明というは決まっていますけど、行政側から各家族の人数に合わせて、生ごみの約排出量を計算して、それに合わせて行政側がチケットというかシールを配付するんです。つまり、税金でこれはこれだけ家庭ごみを処理しますので、これを超えた場合は買ってください。これを超えた部分に関しては買ってくださいと、そういうふうにして逆の意味でのごみの減量化を図っているんです。

昔は、もっとごみの減量化を進める、今僕ちょっと確認とれてないんでやってない、ちょっとわからないんですけど、たしかやめたと思ひますけど、昔は余ったチケットは買ひ取りしてくれたんです。つまり、ごみの減量化に励んだ人に対しては、これだけのチケットが余ったのでそれは行政が買ひ取りますと。いわば、税金で賄った分をさらにまた買ひってくれるということで、非常に市民の皆さんはごみを出さないようにと、いわば自分のところの1枚何十円にはならないですけど、10円ぐらいだったと思ひますけど、1枚10円でも買ひしてくれるんやったら、ごみの減量化進めていきましょうという形でやってたんですけど、どうも今それはやめているみたいなんですけど、そういった形でごみの減量化を図ってるんですけども。

そういう全国平均のお話出すんやったら、そこら辺の周辺自治体の話も考慮して、進めていくべきじゃないかと思ひますけども、

その辺いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ご指摘いただきしました。私先ほど、全国平均と表現したのがちょっと間違ったと思うんですけども、全国的に60円を採用されている自治体が多いということがこの、先ほど紹介しました手引のほうで載っていると。ですから、ごみの袋に対して1円から2円の料金設定が多いんですけども、その中でも60円を採用している自治体が多いということで、平均というふうに誤解を招いたなら訂正させていただきたいと思います。

それから、河内長野市の例を参考にいただきました。それから、きのうも若干一般質問の中で触れさせていただいたんですけども、手数料の料金体系の話やと思うんですけども、料金体系の中には、排出量単純比例型、あるいは排出量多段階比例型、あるいは一定量無料型であるとか、負担補助組み合わせ型、それから定額制と従量制の併用型とか、こういう五つほどのパターンが事例として示されておりまして、議員おっしゃるのは、負担補助組み合わせ型やと多分思うんですけども、私どもでは、きのうもちょっと触れさせていただいたんですけど、今の料金体系が排出量単純比例型という格好で、1枚買っていただいでごみを排出していただいているという、そういうやり方でやっておりますので、そのほうがわかりやすいやろうと、料金改定に伴ってわかりやすいであろうと。管理するほうも、管理者側も、お店なりのほうから買っていただくという格好で、比較的事務的に目に見えないお金がかからないんじゃないかと。

きのうもちょっと言いましたけど、一定量ごみ袋を無料で何枚か各家庭に配付して、それを超える方についてはごみ袋を買ってくださいよと、こういうやり方もあるわけですね。

ども、そうしますと、その配付をするのに非常に時間とコストがかかるということも、きのうちょっと説明させていただいて触れさせていただいたんですけど、そういうこともありますので、今まで従来からやっております排出量の単純比例型という格好、今までどおりのやり方で決定させていただきたいということでご提案をさせていただいております。

○議長（中上良隆君）ほかにありません。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）117ページなんですけども、第22条、産業廃棄物の処理ということで、合併前の高野口町の区域内にある事業所で法第11条第2項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律云々というところですね。この事業所というのは、合併前の高野口町の区域内にある事業所。この事業所というのも、例えばほかの業者がここで産業廃棄物を処理しようと思ったら、その事業所の権利を買って、それで、ここで出てるから産廃として燃やしてくれというふうに来たときに、そもそもこの趣旨は、高野口町に焼却場ができるときに、高野口町から出る繊維くずだけを産廃の中で燃やすんだと。ほかからは持ち込ませないという、そういう了解のもとに焼却場をつくったんでしょう。

そしたら、この事業所の権利を買って、ほかからここで処理しやすいからというふうには産廃を持ち込む、あるいは事業所でここをどんどん拡張して行って、ここで産廃をつくるというような場合に歯どめがないと思うんですよ、この規定だけでは。どないして歯どめをつくるおつもりですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ご指摘のこの事業所につきましては、議員言われましたように、繊維関係のくずを産業廃棄物ということで指定しておりまして、業者につきましては申請

をいただきまして、規則のほうで定めているわけですが、車の車検証と車のナンバー、それから運転手の免許証控えをつけて申請いただいて、その車に限りその事業所の認定して、産業廃棄物として袋を買っていただいて持ち込んでいただくというふうに今までも運用しております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）的外れな答弁で話になりません。事業所が今あると。この権利を買ってほかから、産廃をここで処理したい業者が来たときに、そこで、今までこれだけに限定して産廃を燃やすんだと、限定してここで焼却場をつくったのに、その限定が外れてしまって、無制限にどんどん入ってこられたときに、どうするんですか。そういう可能性はあるでしょう。それを防ぐためにどのような手だてを講じているか。このままでは抜け穴じゃないですか。ざる法ですよ。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）現在の状況ですけれども、産廃業者に対して袋を販売いたしますのは橋本市でございます。これは広域のほうへ移行になりましても、販売をするのは橋本市ということで、だいたい一業者当たりどの程度年間使われるかというのは、販売もきちっと記録もとっておりますので、だいたいの状況の把握はできております。もし、松浦議員がおっしゃるような、極端に販売量が増えるとか、そういったことが出てきました場合には、当然うちのほうから聞き取りとかもできる、状況把握できる状況にありますので、そののところできちっと確認をとっていきたいと思います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）1回も答弁答えてもらってないです。的外れ。

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○4番（松浦健次君）事業所ここにあると、今現在。ほかの業者が橋本で産廃を処理できやすいなと思ったら、自分がその事業所の権利を買って、わしはその社長だと。そこで住所も置いて、本社も置いて、それで事業を行っている。そこから出た産廃をここで燃やしてくれと。事業所でと、あるやんかと言われたときに、そのときにどういう。産廃業者が来ると違うんですよ。普通の事業所の業者が来て、今の事業所に主体がかわって、それで入ってきたときに、そういうのどんどん入ってきたときに、最初の焼却場の設置の枠が、あれはたがが外れてしても、無制限になってしまうと。そういう可能性があるという話をしとるんです。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）この産業廃棄物の処理につきましては、従前から、高野口町は繊維のまちということで、そこから出るくず、繊維くずということで限定しておりますので、議員おっしゃるように、その事業所を買い取って、来て、拡張しても、その繊維くず、それ以外の産業廃棄物については受け取るような規定にはなっておりません。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）それならそうと明確にとかんと、これ、不備じゃないですか。どこに書いてあるんですか。

（発言する者あり）

○4番（松浦健次君）いやいや、今、書いてないやろ。それを指摘して、改善する余地があると、このままじゃだめだということ僕は指摘してるんです。

○議長（中上良隆君）この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

市民部長。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）失礼しました。先ほど、松浦議員からご指摘いただいた、第22条の産業廃棄物の処理のところですが、そこにうたっております法第11条第2項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第3号に規定する産業廃棄物というのが繊維くずのことをうたっております。

そしてまた、市の条例の施行規則でも産業廃棄物としては繊維くずをいう、というふうに規定しております。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私はこの議案を見て、大変びっくりしたんです。それは、先ほど他の議員からも出ておりましたけれども、生ごみの袋、15円から50円という3倍にも及ぶごみ袋の値上げをするということに驚いたんです。

先ほどからの部長の答弁を聞いておきますと、ごみの処理についての有料化だというふうに言われ、答弁ありました。まさにそのとおりなんです。ずっと橋本市政は、延々と原価という、市民に負担いただくのは原価だということで私もこのごみ袋一袋当たり1円下げさせていただくに大変な苦労した思いあるんですけれども、ごみ袋を有料化することになりますと、これは大きな方針の転換になるんですよ。大きな方針転換です。場合によっては、市政を揺るがすというか、市民のなかでもけんけんごうごうとした議論の起こる、ごみ袋というのは直接市民の暮らしと

直結しているという関係からも、そうした状況が起こり得る内容なんです。

突然、議案で出されて認めてくださいと言われましても、これもう納得いく話ではないんです。

たまたまきょう、毎日新聞を見ておりました、和歌山版で、和歌山市がごみ有料化見送り、という記事が出ておりました。これ若干紹介しますが、2007年11月に市廃棄物対策審議会に諮問したが、審議会は今年2月、有料化は市民にとって新たな経済的負担となるため、まずは他の施策の実施が必要と答申した、というふうに書かれております。

このような審議会等、橋本市では審議会等にかけて慎重な審議といたしますか、を経てこれだけ大幅な引き上げ案を提案をしているのか、この点まず伺います。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ちょっと答弁は食い違うかわかりませんが、ごみ処理の有料化につきましては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針であります、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が改正されまして、その中で市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、あるいはまた排出量に応じた負担の公平化、及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとの記載が追加されました。国全体の施策の方針としまして、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたということございまして、それに基づきまして、私ども、橋本市でももともとごみの可燃袋につきましては有料化でいただいていたわけですが、このたび、広域に移行に伴いまして非常に経費

もかさんでおることから、価格改定をお願いしている次第でございます。

特に審議会というふうなのは設置はしておりませんが、市内での広域ごみ処理場移行検討委員会というのを立ち上げて、その中で何回にもわたり、検討いたしました結果を今、ご提案させていただいております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市内での検討を行ったと、過日からの一般質問でもこもごも同僚の議員もおっしゃっているんですけども、本当に今、市民の暮らしの実態ですわな。本当に大変な状況にあるという、そうしたところでの判断等が、全くここには生かされていないというふうに私は強く感じてなりません。

橋本市のごみ行政で言えば、木下市長を先頭にして徹底した分別・リサイクルと、生ごみの堆肥化ということで非常に力を入れて進めてきていただいている。最近では廃油ですね。家庭の廃油をリサイクルするといった、こうしたいい方向に進んでるなというふうに、私感じてたんですけども、が一んとハンマーでたたかれたような、突然にしてこんな議案を出してきてですよ。そして、行革の観点も僕は非常に強いかなと思うんですけども。これ、じゃあもう2回目なんでね、和歌山の市長さんは、和歌山市のですよ、これ見送ったんですよ。橋本市では実行する。この辺、ごみ問題に力入れてる市長、これ市民にどうやってこれだけの大幅な値上げについての理解を得ようと考えているのか、これはもう市長に答弁を求めます。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の質問にお答えしたいと思います。

非常にごみ戦争と言うぐらいに経費の持ち出しが膨大という中で、私といたしましては、

就任以来何とかごみの減量政策を柱に掲げておるわけでありまして。

平たく言いますと、袋が一定の、これは伊都郡調整して一定の価格にしていくべきだという考え方を持っておるわけでございますけれども、つまり橋本が過去に安かったから引き上がってきたということではありますが、私の政策はやはり、ごみの一つの袋でありまして、袋は。とにかくできる限り生ごみは処理をして、最小限の可燃のごみを持ち出していただくというのが基本理念でありまして、そのことによって一昨日も申し上げたように、これも公共料金と言われれば、皆使うからそうかわかりませんが、ごみの施設だけの広域で72%橋本市が負担しておる。今度、ごみの場合では95%が持ち込み量ですよ。持ち込み量。人口割も3%だから98%。大半が橋本市のごみで賄っているということに鑑みまして、やはり私はできるだけ減らしていく。

減らすのには、私の考えとしては、今後ごみの袋は若干引き上げていきたいという。引き上げていくことが決していいとは言えませんが、ごみを減量していく。わかるでしょ。そうして、そのことによって、きのう、おとつい申し上げておるように、7億3,000万円のをどーんと減らすんですよ。そうすることによって相当な財源が出てくるから、それで高齢者や子育てに1億円ずつでも計画立てて、着実にしていこうやないかということ、同じことでございますけれども、申し上げておるわけでございますので。

とにかく、当面の袋だけというのやなしに、やはり二、三年の間にごみがさすがに、上勝町はごみゼロ作戦でゼロにですね。そういうところの事例、全国でもどんどん発表されておるので、ひとつできるだけ抑えていくという観点、そういうものを私は考えておるわけ

でございますので、ご理解とご協力をいただきたい。

そして、衛生自治会の皆さんとも相談しておるんですが、来年度から、決まっておりますけれども、週1回の方向性を見出していくべきではないかという今、内部での検討もいただいておりますのでございまして、回収、まだ今四十二、三地区が週2回が1回になったわけですが、今度全市的に1回でいけないうまいかということの議論を、今、していただいております。

私もそれに鑑みまして、中山間では半月に1回で頼めんやろかと、そこまで今おろしておるわけでございますので、ひとつごみの減量という基本に立って、袋の価格等についてもひとつご賛同をいただけたら、ぜひいただきたい。袋が値段上がれば、ごみが減ってくるんです。

そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）ごみの袋の件なんですけれども、市長がおっしゃるように、ごみ袋を上げる、これからも上げていきたいということに関して、私は反対の立場じゃないんですけれども、この問題について一番愚策なのは均一に物事を進めていく。大きく言えば消費税でもそうですけれども、均一に物事を進めていけば、一番しわ寄せが来るのが弱い立場に来るんです。

例えば、今50円にして、市長がおっしゃるように、週1回に一袋のごみを出せば、一月200円。これが年間に2,400円になります。この2,400円が本当に、今言うてますように年金暮らしとか本当に収入の少ない人にとってはものすごく大きな部分になるんです。だから、その辺の策が何にもないなあと。その割には、たしか週1回にしたら、区に対して1軒当た

りのあれで1,200円補助出しますんかな、たしか。これは、その減量してる方、区ですからいろんな形でいろんなことに使われてると思うんですよ。しかし、私はね、それが本当に弱い人のために使われているお金なのかどうかというのはものすごい疑問視するんです。

先ほど、1番議員からおっしゃったように、やはり無料化部分の分で、もしあれやったら1週間にいっぺんの分の月4回の分を4袋は無料にしますけれども、しかし5袋目からは自分で買ってください。そのときは100円ですよ、200円ですよというのは後で考えたら結構ですけども、やはり、本当にお年寄りとか弱い人というのはごみ出さんのですよ。だけど、週1回はごみ出さな、何ぼあれでも腐っちゃうし、2週間ももちませんから。山間部と違って、ほかすところないところは。

やっぱりそういうこともすべて考えた中で、均一という50円上げるという考えはちょっと改めていただいて、1番議員もおっしゃったように、県でも結構ですよ。区に対して1軒どうするか、もう少しその辺のことを本当に市民の感情、市民の人がやはりどうしたら、おっしゃるとおり袋の金額を上げたら絶対ごみは減ります。袋の金額を上げるのが目的じゃなしにごみを減らすのが目的やと思いますので、いろんな策があると思うんです。そして、市長がおっしゃっているように、お年寄りとか、そういう安心・安全じゃないけども、弱い人の立場に立っては優しいまちですよと、そういうふうなPRするのも私はあってもいいと思いますので、その辺のところ、これは多分総務委員会に付託されると思うんです。その辺のところ議論がなされると思うんですけど、そういうことに関して真剣に取り組んでいくというお考えはあるかどうか、ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）私は先ほど、ごみの袋を将来引き上げていきたいんだということを申し上げただけでも、それはまだ考え方として申し上げたわけでございますので、手法はいろいろあるんです。私のねらいは皆さんわかっておると思うんですが、その減量することによって広域の負担が非常に少なくなってくると。それを高齢者の方も何とか、先ほどいろいろ平林議員も言われましたけども、それはそれで還元していきますよと。それをひとつ理解をしていただきたいなと思うんです。

ごみを減量することについてはいろいろの手法も内部で検討しまして、最善の方法をとっていききたいとは思っています。思いますけどね。減量するという、そして先ほど2週間もちませんとかという、1週間ですか、言われたご発言でございますけども、やはり生ごみ堆肥のつくり方も今度28日にも総力上げて成功させる予定しているので、みんな1回ご覧いただいて、そして堆肥、電気でもやれば、プランいろいろあるんです、手法は。それによってプランターで花咲かせたり、トマトをつくったりというようなこともできますし、ひとつお手数ですけども市民の皆さんはそういうように生ごみを有効活用していただいて、燃えやすいものだけさっと持っていくように、ご理解とご協力をいただきたいなと、そう思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）確かに、市長の意気込みわかりますし、生ごみ堆肥の云々もわかるんですけども、それはそれでやっていける方はやっていただいたらいいんですけども、私が言うてるように、やれる方はいいですよ。私が言うてるように、弱い人の立場、本

当に年金暮らしで大変な人が市から半分かな、2万何ぼの補助があるさかいて、3万円近くの自分で自腹を切って、そして、生ごみ堆肥の設置もそうですけども、四、五百円という電気代、あれ出し方によりゃ、1,000円以上かかるんですよ、月に。そのまま乾かさんとそのままほりこめば1,000円以上かかるんです。ヒーターが1.1kWぐらいあるのかな。あれを考えたらそれぐらい軽くなるんですよ。その負担までできるね。できない人に対してしっかりフォローしてあげてくださいという考えをこれから、これをばーんと突きつけるんじゃないしに、議論をしていって変えていってくださいよということを市民部長にもお願いしたいんですけども。

市長の考えは聞かせていただきましたので、市民部長の考えちょっと聞かせていただけますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）私も市長が発言された考え方と同じでございます、今のところ、議員のおっしゃることもわからなくてもないんですけども、そういう袋を弱者の方々に無料配付云々という手法についてもいろいろ問題点がございまして、現在のところはそういうふうにご考慮おらずに、生ごみを堆肥化してどんどんどん減量化に努めていただきたいというふうな考え方でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）何点かお尋ねをさせていただきます。

まず一点、先ほど市長からの答弁でもありましたが、週2回から週1回にすることについて、今後全部週1回ということになった場合、先ほどの発言の中でもあったんですが、1,200円にと。今お支払いをしている、これは、

この扱いについては今後どのようにお考えなのか。今のところは、ご協力いただいている方といいますか、各区に対してということになっているんですが、全市ということになった場合、それはどうされるのかというのがまず一点。

それと、袋のことですけれども、1枚当たり50円となるわけなんです、これ以前から、私も議員になる前からいろんな議論が先輩議員の中でされておまして、袋の形状ですかあったと思うんです。材質とか大分改良されたようではあるんですけれども、上げるのであれば何かもう少し、何かレジ袋みたいなとか、いろいろ先輩議員一般質問の中でご紹介も過去にされてたと思うんですけれども、そういったことについて、また7月に店頭に並ぶということでしたら、まだまだ検討の余地はあるのかなというふうに思いますので、それに対してちょっとご所見をお伺いしたいのと。

次に、事業系の一廃に関してなんです、これも10kgにつき現状126円が215円に市が収集運搬するとき、これも値上げになっておるかと思えます。このあたりもやはり大きな値上げになっております。それとこれ、市が収集運搬、処分するときというふうに、当然産廃業者さんが収集運搬する場合は、これまた広域のほうで定められておるので抜けているのかなとは思いますが、これ市が収運、事業系一廃を収運されているのはどれぐらい、全体から見てどれぐらいの量があるのか。

それと、最後もう一点が、ペットボトルなどリサイクルできる分、これ先ほど市民部長はリサイクルに関しては据え置きますということだったんですが、逆に量を減らしていきたいんだから袋の料金上げるんです。リサイクル進めていくんだしたらどんどん出してく

ださいよ。どんどん集めてくださいよ。だったらこれ、その部分めり張りつけて、この袋は無料にするとか、そんなことも考えていただいたらどうかなと思うんです。

ここは逆に集める部分は無料で値下げしましたよ。そのかわり、こっちはごみの量減らしたいので値上げしますけど、ご理解くださいよ。何かそんなめり張りをつけるべきじゃないかなということをお思います。

それとあと、済みません、ちょっと何点もあって申しわけないんですが。先ほど1番議員も河内長野市の例を出されてましたけど、河内長野市には、透明のやつでボランティア用のごみ袋というのがあるんです。ボランティア活動に伴って出すごみに関しては無料で収集しますということで、ボランティア用ごみ袋ということでこれ無料でたしかあったと思います。そういうこともまた今後ご検討いただきたいと思うんですが、以上5項目についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）たくさんご質問をいただきまして、もれるかわかりませんが、どれもお許しをいただきたいと思えます。

まず一点目の週1回収集の奨励金、22年度を目標に全市的に展開していきたいという衛生自治会さんを主体に頑張っていただいているわけですが、なった場合にどうなるのかというご指摘やっと思うんですけれども、今のところ、一世帯当たり1,200円、これは当分の間ですけれども、まだ決まっておられませんけれども、継続していきたいというふうに考えております。

それから袋が50円、可燃袋が50円になって材質も変わらないのということなんですけれども、私どものほうでは、今度分別が多岐にわたりますので、袋にもちょっと絵をかいたり、わかりやすいようなデザインを今検討

しております。

それから、事業系の一般ごみが値上げをさせていただいておるということについて、市が収集云々ということ、市では事業系のごみは収集してごさいません。これは条例に市が収集運搬したときに料金を定めて、市の許可業者がそれを限度としてそれ以上徴収してはならないというのを定めなさいというのが上位法でありますので、市のほうで値段設定をしている状況でございます。

それから、ペットボトル等の資源化をどんどん進めるんだったら無料化にしたらどうかということですが、それもなるほどなというふうには思うんですけども、しかし、市で収集運搬という経費もかかっておりますので、その分の一部負担という格好でご理解をいただきたいと思えます。

それから、他市でのボランティア活動に関する袋無料配付ということも、それは検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まず、事業系。ちょっと先ほどはっきりわからなかったんですが、要は、市では収集運搬してないんですね。だけでも、これを定めて、しかも料金を上げるということはこれは、民間の産廃業者に対しての価格水準というんですか、それを市がある意味行政指導するような、そういう意味合いというふうに、先ほどの答弁とらえたんですけれども。そうすると、これ民間の産廃業者は今までこの10kg126円だったのを215円まで取ってもいいですよと、そういう意味合いなんではないでしょうか。それがまず一点。

それと、あとペットですね。ペットは確かにペットボトルの収集運搬に市の経費がかかるということはよくわかります。よくわかるんですけれども、それに対して、ここは上げ

るんだからめり張りをつけるということで無料化。これは多分いい答弁返ってこないと思いますので、要望で結構です。こういうことも今後ご検討ください。

それと、袋の形態、絵をつけてくださいますか、区別つくようにしてくださいと言ってるんじゃないくて、くりにくいか、いろいろ市民の方の声あると思うんです。今、いろんなご意見、過去の議会でも出てた、一般質問先輩議員されてたと思うんですが、そういう袋の形状についてもご検討いただけますかと、そういうことでのお願いです。

以上、三点お願いします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）事業系から出る一般廃棄物の収集の許可業者は産廃じゃなしに、一廃の業者でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それはあくまでも市が許可した業者という格好になっておりまして、現在では5事業者ですか、5社を許可しております。

先ほど申し上げましたように、もともと126円というのが非常に安い値段設定でございまして、10kg当たりが処理に要する手数料が12円60銭、それから収集運搬に相当する手数料として113円40銭で合計126円という価格設定をさせていただいておりますけれども、昨年の12月の広域の組合議会のほうで、事業系の処理手数料は10kgにつき100円というふうに決定されました。ですから、処理に要する、相当する手数料として、現行の12円60銭であるのが広域へいきますと100円という格好に大きく変わったということで、あと、収集運搬に相当する手数料は113円40銭で今現行だったのが、燃料等の変動もございますので、115円という格好で設定させていただいて合計215円というふうに改定をお願いしたいということでございますので、よろしくお願ひ

したいと思います。

それから、袋で結びついたりとか、そういったことをご指摘をいただいたんですけども、材質等、容量等は現状のままで今のところは検討というか、現状で先ほど申しましたようにちょっとデザインを工夫して作成していきたいというふうに考えております。

それから、資源化にペットボトル等のリサイクルに要するのを無料にしてはと再質問いただいたわけですけども、先ほどご答弁させていただきましたように、経費もかかっておりますので有料袋で、そのかわりと言ってはなんですけども、価格を据え置いて低料金で有料化という格好でお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）基本的に僕も市長と全く同じ考えなんですけども、ごみの減量化で浮いたお金を福祉等に回していくと。非常にそれは全くそのとおりのことなんです。最終的に橋本市全体ごみの減量化に進んでいくべき問題、もちろん全国的にそうなんですけども、全くそのとおりのことなんですけども、ただ一つ気になるのが、このごみの袋の値上げというのが、例えば堆肥化もそうですし、週1回のごみの収集の地域もだんだん増えてきているというのもそうなんですけども、全部含めて住民側の最終的には負担になっていると。結局は、住民側がごみ収集運搬1回になって、もちろん行政も努力されているんですよ。されて、1回にしたんですけども、結局最終的には住民側が1回に対しての努力というか、最後のつけと申すたら申しわけないんですけども、それは住民側が受けているわけです。堆肥化にしても、もちろん行政側が補助金等を出して、もちろん進めていって、各地域にそういう知識を広めていっておられる努力はもちろんわかるんですけども、でも最終的に

されているのは住民側なんです。

今回も、この手法によると、ごみの減量化するのにだれが最終的にじゃあ負担をするのかということになってくると、それは住民側なんです。僕がさっき河内長野の話为例に出したのは、最初に全員というか、全市民の方に減量化分のシールしか渡さない。それで行政はもちろんそれで減量化、もちろん抑制あると思います。減量化を進めていくことによって浮いたお金は福祉等に使っていきますという説明をしていく。でも、さらに努力した方には今度はその浮いたお金を個人の家庭で使っていただく。これはもう僕非常に平等やと思うんですよ。これこそ住民に対してのギブ・アンド・テークやと思うんです。

僕、その辺に対して、僕はこの値上げということに対してもちろんわかるんです。言うてることはもちろん。非常に抑制効果もあると思います。ただ、その抑制効果を求めることによって進んでいく道が、全部住民に返ってきているというところに僕は問題があるんじゃないかなと思う。ごみの抑制化というのを考えていく上で、やはり負担を受ける住民に対しても義務があっても、テークもあらんあかんです。その部分に対してこの手法は、少し僕はその点に対して疑問があるというのを言いたいだけなんです。

だから、その辺はもちろんこれから総務委員会で話してもらえると思うので、僕はそのに対して市長の気持ちとかお話も十分わかりますけども、やはり住民側の部分で立ったときにはそういう意見もやはりあるというのも、やはりどこかどめといてほしいというのは僕の正直な要望です。済みませんが、それはよろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第40号については総務委員会に付託いたします。

---

**日程第10 議案第41号 橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第10 議案第41号 橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第42号 橋本市営農用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第11 議案第42号 橋本市営農用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 橋本市営農用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第43号 橋本市嵯峨谷農村公園設置及び管理条例の一部を**

### 改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第12 議案第43号 橋本市嵯峨谷農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 橋本市嵯峨谷農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第13 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部

を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、文教厚生委員会に付託いたします。